

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年清水町条例第9号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～2 （略） <u>（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外）</u></p> <p><u>3 令和4年6月に支給する期末手当については、第16条の規定によりその例によることとされる清水町職員の給与に関する条例（昭和26年8月31日清水町条例第16号）附則第26項の規定は、適用しない。</u></p>	<p>附 則 1～2 （略）</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。